

電源開発株式会社「新苫前ウィンビラ発電所（仮称）
環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成31年3月8日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「新苫前ウィンビラ発電所（仮称）環境影響評価準備書」について、電源開発株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、北海道知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 北海道苫前郡苫前町
- ・ 原動力の種類 : 風力（陸上）
- ・ 出力 : 30,600kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	平成30年 6月12日
意見の概要等受理	平成30年 8月30日
北海道知事意見受理	平成30年12月 4日
環境大臣意見受理	平成30年12月21日
経済産業大臣勧告発出	平成31年 3月 8日

問合せ先:電力安全課 高須賀、松橋、須之内
電話:03-3501-1742(直通)

1. 総論

(1) 事業計画の見直しについて

本事業の建て替え対象となっている風力発電設備において本年3月にオジロワシのバードストライクが発生したことを踏まえ、隣接する既設の風力発電設備においてオジロワシのバードストライクが多数発生していることも勘案し、専門家等の助言を踏まえ、配置の変更や区域の見直しを含む事業計画の見直しを行うこと。また、見直しの結果に応じて、騒音、風車の影及び鳥類への影響等について予測及び評価を再度実施し、環境保全措置を検討・実施すること。

(2) 事後調査等について

ア. 2. (1)イ、(2)イ、(3)に基づき、事後調査又は環境監視を適切に実施すること。
また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ. 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュール及び方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。

ウ. 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視等の結果、環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

2. 各論

(1) 騒音等の影響

風力発電設備の設置予定場所の近隣には複数の住居が存在しており、風力発電設備等の稼働に伴う騒音による生活環境への影響が懸念される。このため、以下の措置を講ずること。

ア. 評価書の作成までに、風力発電設備の配置変更が生じる場合には、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて、より低騒音の風力発電設備の採用及び稼働調整を含む環境保全措置を検討・実施すること。また、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、騒音レベルが増加する近隣の住居への事前説明を実施すること。

イ. 適切に環境監視を実施し、その結果、影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の指導・助言を踏まえ、稼働停止を含む追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 風車の影による影響

風力発電設備の設置予定場所の近隣には複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による生活環境への影響が懸念される。本事業者は、基数を削減した配置計画としたこと、建屋等の遮蔽物により住居への影響が予測結果より小さくなること等により、事業者の実行可能な範囲で回避又は低減が図られていると評価しているが、風力発電設備の稼働に伴う風車の影の調査、予測及び評価において、事業者が参考とした参照値を超過する住居が複数存在することから、更なる環境保全措置の検討が必要である。このため、以下の措置を講ずること。

- ア. 評価書の作成までに、風力発電設備の配置変更が生じる場合には、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて、稼働調整を含む環境保全措置を検討・実施すること。また、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、参照値を超過する住居への事前説明を実施すること。
- イ. 適切に環境監視を実施し、その結果、影響が十分に低減できていないと判断された場合には、稼働停止を含む追加的な環境保全措置を講ずること。

(3) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺は、オジロワシ等の希少猛禽類及びガン・カモ類の飛翔が確認されているほか、同区域の周辺では、オジロワシの営巣及び繁殖が確認されていることから、本事業の実施に伴い、これら鳥類への重大な影響が懸念される。とりわけ、オジロワシについては、隣接する既設の風力発電設備においてバードストライクが多数確認されており、本事業の建て替え対象となっている風力発電設備においても1例のバードストライクが確認されていることから、ブレード・タワー等への接近・接触に係るリスクを回避又は極力低減することが不可欠である。

本事業計画では、事業者には、既設の風力発電設備に比べ設置基数を削減すること、必要に応じたブレードへの彩色塗装やタワーへの目玉模様の貼付等、バードストライクのリスクを回避するための一定の配慮がみられる。しかしながら、オジロワシのブレード・タワー等への接近・接触に係る重大な影響を回避又は極力低減する観点から、本事業の建て替え対象となっている風力発電設備におけるバードストライク事象を踏まえ、隣接事業での多数の同事象も勘案した上での接近・接触の発生しやすい地形条件等も含めて専門家等に助言を求め、事業計画の見直しを行い、以下の措置を講ずること。

- ア. 特にオジロワシのブレード・タワー等への接近・接触に係る重大な影響を回避又は極力低減する観点から、海側の2基(T1、T2)について、配置の変更を行うこと。配置の変更を行わず同位置付近での建て替えを行う場合は、設備稼働前からブレードへの彩色塗装等の追加的な環境保全措置を講ずること。
- イ. 事後調査を適切に実施し、オジロワシ等の重要な鳥類の接近・接触の重大な影響が認められた場合は、鳥類との衝突のおそれがある風力発電設備については、専門家等の助言を踏まえ、稼働停止等を含む追加的な環境保全措置を講ずること。
- ウ. 稼働後においてオジロワシ等の重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認

された場合は、確認位置、損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、傷病個体の救命及び関係機関による原因分析への協力を
行うこと。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。